

◇ 遺伝子機能解析分野 ◇

平成 19 年度の活動と実施行事(平成 19 年 10 月以降)

<設備・機器の修理や新設>

RI 排気設備のフィルター交換、RI 廃棄物集荷等の保守業務、設備・機器修理を実施しました。

<行事>

バイオ研究における安全と倫理講演会を開催しました（於鳥取大学）。

（主催：鳥取大学生命機能研究支援センター、共催：中国地区遺伝子実験関連施設）。

11 月 28 日

「遺伝子組換え実験とカルタヘナ法の運用について」

山崎宗郎氏（文部科学省生命倫理安全対策室）

「動物実験に関する規制について」

野島久美子氏（文部科学省生命倫理安全対策室）

11 月 29 日

「鳥取大学におけるヒトES細胞の使用の計画と将来展望」

押村光雄氏（鳥取大学生命機能研究支援センター）

「ヒトES細胞の使用の現状と指針の運用」

野島久美子氏（文部科学省生命倫理安全対策室）

放射線業務従事者の教育訓練を実施しました。

11月16日 新規教育訓練 受講者30名（他にX線関係の受講者3名）

12月 4日 再教育訓練 受講者1名

技術講習会を開催しました。

11 月 29 日 第 2 回 Blue Native-PAGE (BN-PAGE) 技術講習会。

<会議・研修会参加>

遺伝子実験施設連絡会議（平成 19 年 11 月 9 日、東京）

「会議報告」に内容を記しましたのでご覧ください。

中国四国地区技術職員マネジメントセミナー（11 月 29、30 日、広島大学）

<セミナー開催>

第 153 回 H19. 10. 4

「細胞周期を制御する分裂期キナーゼ Aurora—細胞周期の基礎とがん治療への応用—」 浦野 健 氏 (島根大学医学部)

第 154 回 H19. 11. 2

「幼若ホルモンの活性発現と制御に係わるタンパク質の性質解明と遺伝子解析」 塩月 孝博 氏 (農業生物資源研究所)

第 155 回 H19. 11. 20

「腎臓病を誘発する **kd** 変異マウスおよび線虫の寿命とユビキノンとの因果関係」 西岐 良一 氏 (カリフォルニア大学ロサンジェルス校)

<会議報告>

第23回 遺伝子実験施設連絡会議 (平成19年11月9日、東京) 報告

配布資料は遺伝子機能解析分野事務室に保管されています。ご覧になりたい方は連絡をお願いします (identshi@life.shimane-u.ac.jp)。

議事

1) 文部科学省施策説明

1. 平成20年度概算要求について

(文科省研究振興局学術機関課研究予算総括係長 飯嶋浩恭)

2. カルタヘナ法の運用について

(文部科学省研究振興局ライフサイエンス課)

2) 委員会報告

1. 組織検討委員会 (筑波大学 鎌田博)

2. 遺伝子組換え生物等委員会 (東京大学 齋藤泉)

3. 大型機器等整備検討委員会 (東京医科歯科大学 中村正孝)

4. IT環境整備委員会 (東京農工大 丹生谷博)

皆様に関連のある内容について以下に記載します。

1) -2 カルタヘナ法の運用について

一般的な説明の後、大臣確認実験についての注意がありました。拡散防止措置が決められない実験は大臣確認実験 (執るべき拡散防止措置を決める根拠となる科学的知見及び使用等の実績が不十分な実験あるいは不確実性の高い実験等)。

失敗に学ぶ、ケース1、2、3が紹介されました。

ケース1: 大臣確認申請を怠った例、ポリオマウスレセプターマウスを、確認を受けずに使用。その他、マウスマラリアの使用、HIV-1の使用、ワクチニアウィルス、増殖型アデノ

ウィルス、HCVの使用など。

ケース2： 拡散防止措置が不適切な例、内ぶたがされておらず、空港で箱からマウスが逃亡、ネズミ返しが未設置、など。

ケース3： 情報提供を怠った例。法律の内容を正しく理解して法律に違反しないように実験を行って下さい、とのことでした。

Q. 文科省のHPに英文の説明を掲載して欲しい。

A. 日本語での解説ページの英訳はないが、法律の英訳がある。(環境省のHPにあるそうです)

Q. 大臣確認実験ではないが、P2やP3がP1実験室で行われていた場合、どのような判断となるか。

A. 違反となる。

Q. 実質的な拡散防止措置がとられていたが、申請されずに実施されていた場合、どのような判断となるか。

A. 違反となる。

Q. 小児ワクチンを改変しない時は大臣確認実験ではないが、改変し弱毒化したワクチン使用の場合はどうなるか。

A. 大臣確認となる。

2) -2 遺伝子組換え生物等委員会

現在委員が4名なので、もう少し増員したい。情報発信が使命の委員会であると考えている。質問があれば電話などしてほしい(齋藤泉まで)。各大学の、組換えDNA実験安全委員会、微生物委員会への情報発信もできればと考えている。

感染症法の施行について、医科研では研究用微生物委員会が設けられ、組換えDNA実験安全委員会と同じメンバーで運用している。1-3種のレベルの高い病原体は大学では殆ど使われないものであるが、大学で使われるような菌が対象にされるような状況になれば情報発信したい。

Q. ライフサイエンス課に対し、法改正などの意見具申の役割があってもよいのではないか。

A. その通りなので検討したい。

Q. 申請書類のサンプルの配布はしていただけないか。

A. 配布できるようにしたい。

Q. 法律を読んだだけではわからないことがあるので、文科省の担当者が、どのような回答をしたか、どのような指示をしたか、などの例を蓄積し、教えてもらえると助かる。

A. 対応したい。